

大通達甲（人少）第9号
大通達甲（刑企）第11号
大通達甲（捜一）第4号
令和7年5月29日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部人身安全・少年課長
各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長
刑 事 部 長

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について（通達）

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者並びに刑法（明治40年法律第45号）第25条の2第1項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付全部猶予者」という。）及び刑法第27条の3第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）第4条第1項の規定により保護観察に付されている者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）に関する措置については、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について」（令和3年8月26日付け大通達甲（人少）第12号、（刑企）第17号、（捜一）第7号）により実施しているところであるが、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、令和7年6月1日から下記のとおり実施することとしたので、適切な対応を推進されたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 特異動向のある加害者が仮釈放者又は保護観察付執行猶予者であるか否かの把握

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る相談等を受けた警察署及び警察本部の所属（以下「警察署等」という。）は、事案の加害者が被害者及びその親族等（以下「被害者等」という。）への接触を試みているなどの特異動向を把握した場合は、次の方法により、当該加害者が仮釈放者又は保護観察付執行猶予者（保護観察付全部猶予者及び保護観察付一部猶予者をいう。以下同じ。）であるか否かを確認すること。

(1) 犯歴照会による把握

犯歴照会を行い、加害者に犯歴がある場合は、当該犯歴に係る処分結果を確認し、最終の処分結果が、拘禁刑、刑の一部猶予（保護観察付又は保護観察なし。以下同じ。）又は保護観察付全部執行猶予（平成25年4月以降の判決に限る。）に該当するか否かを確認すること。

また、当該処分結果が、拘禁刑又は刑の一部猶予に該当する場合は、その出所事由が仮釈放であるか否かを確認すること。

(2) 事件送致警察署等への確認

加害者が保護観察付執行猶予者である可能性があるものの、犯歴照会では判明しない場合は、加害者に係る事件を送致した警察署等に照会し、既決犯罪通知書を確認すること。また、事件を送致した警察署等においても、既決犯罪通知書が未送付であるなどにより、加害者に係る判決が判明しない場合は、検察庁に直接問い合わせること。

また、加害者が仮釈放により出所している可能性があるものの、犯歴照会では判明しない場合は、同一の都道府県にある保護観察所に問い合わせること。

2 送致した加害者に係る処分結果の把握

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案を送致した警察署等は、既決犯罪通知書により通知される当該加害者の処分結果について、配偶者等からの暴力事案にあつては「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について」(令和6年3月25日付け大通達甲(人少)第15号ほか)第2号様式(その2)に、ストーカー及び男女間トラブル事案にあつては恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案及び非定型事案措置要領(令和7年3月5日付け大示達甲(人少)第6号別添)第3号様式(以下これらを「事案等処理票」という。)に確実に記載すること。ただし、送致後に被害者等から当該加害者の特異動向に関する相談を受けた場合、当該加害者が公判中に被害者等への恨みが残っている旨発言していたことを把握した場合等は、既決犯罪通知書の送付を待つことなく、裁判傍聴や検察庁への直接の問合せ等により処分結果を速やかに確認すること。

また、加害者が実刑になった事案については、被害者等の意思を踏まえつつ可能な限り再被害防止対象者に指定することにより、加害者の仮釈放等の出所情報を把握すること。

3 特異動向等を把握した場合の保護観察所との連携

(1) 警察署等が特異動向を把握した場合

仮釈放者又は保護観察付執行猶予者の特異動向を把握した警察署等は、当該仮釈放者又は保護観察付執行猶予者の保護観察をつかさどる保護観察所(以下「事件係属庁」という。)に対し、別記様式により、速やかに特異動向の内容(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)に基づく警告又は禁止命令等を実施した場合にあつては、その内容を含む。)を連絡するとともに、設定された特別遵守事項の内容、保護観察の種別、保護観察期間満了日並びに当該仮釈放者又は保護観察付執行猶予者の現住所及び勤務先の情報の提供を要請すること。

なお、事件係属庁が不明であるときは、生活安全部人身安全・少年課(以下「人身安全・少年課」という。)を通じて、大分県保護観察所に照会するなどして把握すること。

当該連絡を受けた保護観察所は、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を検討することとなることから、当該保護観察所から協力を求められたときは、特異動向に関する疎明資料等(捜査書類を除く。)を提供するなど、必要な協力に努めること。

また、当該要請の結果については、事件係属庁からストーカー行為等仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に係る回答書(「ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携について」(平成28年5月31日付け法務省保観第96号。以下「法務省通達」という。)別添1)により連絡される。

なお、保護観察所から当該保護観察付執行猶予者の引致状執行の嘱託があつたときは、「所在不明となった仮釈放者及び保護観察付執行猶予者等の所在調査等に関する保護観

察所に対する協力における留意事項について」(令和5年6月21日付け大通達甲(人少)第16号) 4(1)イに基づき、保護観察所に対する協力の適切な運用に努めること。

(2) 保護観察所が問題行動等を把握した場合

保護観察所が、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者のうち法務省通達2(1)ア又はイに該当し、かつ、ウに該当する者の問題行動等を把握したときは、保護観察所からストーリーカー行為等仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に係る連絡書(法務省通達別添2)により連絡される。

当該連絡は、事件係属庁から人身安全・少年課に行われるので、当該連絡を受けた同課は、当該仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に係る事案を送致した警察署等に(当該警察署等が他の都道府県警察の警察署等であるときは、当該他の都道府県警察に)その内容を通知すること。

当該通知を受けた警察署等は、事案の取扱い時等に把握した被害者の住所への直接の訪問又は郵便物若しくは信書便物(被害者本人に限り交付する取扱いをされるものに限る。)の送付により、被害者に対して、保護観察所からの連絡の内容等の警察が認知している加害者の特異動向の状況のほか、必要に応じ、避難若しくは転居の検討、住民基本台帳閲覧制限等の申出又は警察への相談を促す旨等を記載した書面を交付すること。

また、当該警察署等は、事後の照会に備え、保護観察所からの連絡の内容及び被害者への対応状況について、当該事案処理に係る事案等処理票に確実に記載すること。

4 保護観察所との連携強化

人身安全・少年課は、本通達における対応を円滑に行えるようにするため、必要な連絡・協議の場を設けるなどして、大分県保護観察所との連携の強化に努めること。

5 保護観察所の相談・支援窓口の教示

仮釈放者又は保護観察付執行猶予中の加害者に係る再相談等をした者が当該加害者に係る事件の被害者等であった場合は、当該者に保護観察所の相談・支援窓口に申し出て相談等をすることも可能であることを教示すること。ただし、これによって警察への再相談を排除するものではないことに留意すること。

また、被害者等への教示を行った際は、保護観察所にその旨を連絡すること。

(人身安全・少年課人身安全対策第一係)

(刑事企画課企画係)

(捜査第一課強行犯係)

別記様式

第 号
年 月 日

殿

(所 属 長 名)

ストーカー等に係る特異動向の情報提供等

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に特異動向がありましたので、下記のとおり、その内容を連絡するとともに、当該仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に関する情報提供を要請します。

記

1 仮釈放者又は保護観察付執行猶予者の本籍、氏名及び生年月日

- (1) 本籍
- (2) 氏名
- (3) 生年月日

2 被害者の住居、氏名及び電話番号

- (1) 住居
- (2) 氏名
- (3) 電話番号（携帯可）

3 仮釈放者又は保護観察付執行猶予者の特異動向の内容

4 仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に関する情報提供の要請内容

- (1) 被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項が設定されている場合はその内容
- (2) (1)以外の特別遵守事項
- (3) 保護観察の種別
- (4) 保護観察期間満了日
- (5) 現住所
- (6) 勤務先

担当者 (氏 名)
(連絡先)

法務省保観第 9 6 号

平成 2 8 年 5 月 3 1 日

保 護 観 察 所 長 殿

地方更生保護委員会委員長 殿（参考送付）

法務省保護局長 片 岡 弘

（公 印 省 略）

ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携について（通達）

平成 2 5 年 4 月から、ストーカー行為等に係る保護観察付執行猶予者について、その再犯を防止するため、警察との連携を一層強化し、その行状の的確な把握に基づいた保護観察の実施に努めてきたところですが、刑法等の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 4 9 号）が本年 6 月 1 日に施行されることに伴い、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携について、その実施方法を下記のとおり定め、同日から実施することとしたので、通達します。

なお、平成 2 5 年 3 月 1 4 日付け法務省保観第 1 9 号当職通達「ストーカー行為等に係る保護観察付執行猶予者に関する警察との連携について」は、本日限りで廃止します。

おって、本通達については、警察庁と協議済みです。

記

1 警察から保護観察所に対する連絡及び情報提供の要請があった場合の措置

- (1) 保護観察所の長は、警察庁生活安全局長・刑事局長通達（令和 4 年 3 月 3 0 日付け警察庁丙生企発第 6 7 号ほか。以下「警察庁通達」という。）記の 3 の(1)により、仮釈放者又は保護観察付執行猶予者（以下「対象者」という。）に関する連絡等がなされた場合において、当該対象者に、当該連絡に係る被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項が設定されているときは、速

やかに、当該連絡等をした警察署又は都道府県警察本部に対し、別添 1 により、当該対象者の特別遵守事項、保護観察の種別、保護観察期間満了日、現住所及び勤務先に係る情報を提供するものとする。また、当該特別遵守事項が設定されていないときも、その旨を別添 1 により回答するものとする。

(2) 保護観察所の長は、上記(1)の連絡等がなされた対象者について、当該連絡に係る被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項が設定されている場合には、速やかに、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出その他適切な措置をとることを検討するものとする。

(3) 保護観察所の長は、上記(1)の連絡等がなされた対象者について、当該連絡に係る被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項が設定されていない場合には、速やかに、当該対象者に対して適切な措置をとるとともに、当該連絡に係る被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項を新たに設定することなどについて検討するものとする。

(4) 保護観察所の長は、警察庁通達記の 1 の(2)又は 3 の(1)により、警察署又は都道府県警察本部から、対象者の保護観察をつかさどる保護観察所（以下「事件係属庁」という。）等について照会があった場合は、事件管理システム（平成 24 年 3 月 30 日付け法務省保総第 107 号保護局長通達「事件事務の管理等について」に定めるものをいう。）により事件係属庁を確認するなどし、警察署又は都道府県警察本部に教示するものとする。

2 保護観察所から警察に対する連絡

(1) 保護観察所の長は、次のア又はイに該当し、かつ、ウに該当する対象者について、被害者等への接触等を試みているなどの問題行動等を把握した場合には、自庁の所在地を管轄する都道府県警察本部に対し、別添 2 により、当該問題行動等の内容等を速やかに連絡するものとする。

ア 保護観察に付される理由となった犯罪の罪名（仮釈放者及び保護観察付一部猶予者（仮釈放中の保護観察付一部猶予者を除く。）にあっては、今回の刑事施設又は少年院への収容中に執行された刑に係る全ての犯罪の罪名。以下同じ。）に、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）違反又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）違反が含まれていること。

イ 保護観察に付される理由となった犯罪の罪名にかかわらず、ストーカー規制法に規定する「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」が、保護観察に付される理由となった犯罪に関連していると認められること。

ウ 被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項が定められていること。

(2) 保護観察所の長は、上記 1 の(3)の場合において、警察からの連絡に係る被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項を新たに設定したときは、速やかに、上記 1 の(1)の連絡等のあった警察署又は都道府県警察本部に対し、適宜の方法によりその旨を連絡するものとする。

3 警察と保護観察所との間で連絡等がなされた場合の措置

保護観察所の長は、警察と保護観察所との間で上記 1 又は 2 の連絡等がなされた対象者について、当該連絡等がなされた後においても、引き続き警察との連絡を密にして連携を強化し、状況に応じた適切な措置をとるものとする。

4 その他

(1) 保護観察所の長は、管轄する都道府県の実情に応じ、警察との間で、必要な連絡・協議の場を設けるなどして、連携の強化を図るよう努めるものとする。

(2) 本通達の対象となる者には、施行日において保護観察に付されている者を含むものとする。

別添 1

ストーカー行為等仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に係る回答書

(文書番号)

年 月 日

(警察署又は警察本部の課等の長) 殿

保 護 観 察 所 長

先に 年 月 日付けで特異動向に関する連絡及び情報提供の要請のありました件について、下記のとおり回答します。

記

1 氏 名 等

- (1) 氏 名
- (2) 本 籍
- (3) 生年月日

2 回 答

☐ 要請のあった者については、連絡に係る被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項は設定されていない。

☐ 要請のあった者については、連絡に係る被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項が設定されており、以下のとおり情報提供する。

(1) 被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項

(2) (1)以外の特別遵守事項

(3) 保護観察の種別 仮釈放者・保護観察付執行猶予者（全部猶予・一部猶予）

(4) 保護観察期間満了日

(5) 現住所

(6) 勤務先

3 特記事項（連絡に係る被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項を設定する見込み等）

主任官

(氏 名)

(連絡先)

(注意) 1 事例に応じ、不要の文字を削ること。

2 仮釈放中の保護観察付一部猶予者については、「2 回答」欄中(3)保護観察の種別を「仮釈放」とし、(4)保護観察期間満了日として当該仮釈放に係る保護観察期間満了日を記載した上で、「3 特記事項」欄に仮釈放中の保護観察に引き続く一部猶予期間中の保護観察期間等の参考となる事項を記載すること。

別添 2

ストーカー行為等仮釈放者又は保護観察付執行猶予者に係る連絡書

(文書番号)

年 月 日

(警察本部の課等の長) 殿

保 護 観 察 所 長

下記の保護観察対象者について、問題行動等がありましたので、連絡します。

記

1 氏 名 等

(1) 氏 名

(2) 本 籍

(3) 生年月日

(4) 保護観察の種別 仮釈放者・保護観察付執行猶予者 (全部猶予・一部猶予)

(5) 保護観察期間満了日

2 被害者等との接触等の禁止に関する特別遵守事項

3 2 以外の特別遵守事項

4 問題行動等の内容

5 現住所

6 勤務先

7 その他参考事項

主任官

(氏 名)

(連絡先)

(注意) 1 事例に応じ、不要の文字を削ること。

2 仮釈放中の保護観察付一部猶予者については、「2 回答」欄中(3)保護観察の種別を「仮釈放」とし、(4)保護観察期間満了日として当該仮釈放に係る保護観察期間満了日を記載した上で、「7 その他の参考事項」欄に仮釈放中の保護観察に引き続く一部猶予期間中の保護観察期間等の参考となる事項を記載すること。

地方更生保護委員会・保護観察所連絡先一覧(被害者専用番号)

地方更生保護委員会

庁名	電話	郵便番号	住所
北海道	011-272-5270	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎
東北	022-221-3540	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1仙台法務総合庁舎
関東	048-601-2132	330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎二号館
中部	052-951-2951	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1名古屋法務合同庁舎
近畿	06-6949-0079	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館
中国	082-224-0920	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31広島法務総合庁舎
四国	087-826-4055	760-0033	香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
九州	092-761-7822	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3福岡第2法務総合庁舎

保護観察所

庁名	電話	郵便番号	住所
札幌	011-261-9228	060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎
函館	0138-24-2112	040-8550	北海道函館市新川町25-18函館地方合同庁舎
旭川	0166-59-2068	070-0901	北海道旭川市花咲町4丁目旭川法務総合庁舎
釧路	0154-23-3207	085-8535	北海道釧路市幸町10-3釧路地方合同庁舎
青森	017-732-1049	030-0861	青森県青森市長島1-3-25青森法務総合庁舎
盛岡	019-624-3433	020-0023	岩手県盛岡市内丸8-20盛岡法務合同庁舎
仙台	022-221-1455	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平1-3-1仙台法務総合庁舎
秋田	018-862-4718	010-0951	秋田県秋田市山王7-1-2秋田地方法務合同庁舎
山形	023-631-2431	990-0046	山形県山形市大手町1-32山形法務総合庁舎
福島	024-534-2241	960-8017	福島県福島市狐塚17福島法務合同庁舎
水戸	029-227-7072	310-0061	茨城県水戸市北見町1-1水戸法務合同庁舎
宇都宮	028-621-2298	320-0036	栃木県宇都宮市小幡2-1-11宇都宮法務総合庁舎
前橋	027-237-5014	371-0026	群馬県前橋市大手町3-2-1前橋法務総合庁舎
さいたま	048-861-8843	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58さいたま法務総合庁舎
千葉(西千葉庁舎)	043-204-7794	260-8553	千葉県千葉市中央区春日2-14-10
東京	03-3597-0132	100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎6号館A棟
横浜	045-201-1848	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通5-57横浜第二合同庁舎
新潟	025-222-1500	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町5191新潟地方法務総合庁舎
甲府	055-235-7127	400-0032	山梨県甲府市中央1-11-8甲府法務総合庁舎
長野	026-234-2060	380-0846	長野県長野市旭町1108長野法務総合庁舎
静岡	054-253-0209	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町9-45静岡地方法務合同庁舎
富山	076-421-5663	939-8202	富山県富山市西田地方町2-9-16富山法務合同庁舎
金沢	076-261-0089	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1金沢駅西合同庁舎
福井	0776-28-7125	910-0019	福井県福井市春山1-1-54福井春山合同庁舎
岐阜	058-265-2579	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2岐阜法務総合庁舎別館
名古屋	052-961-0249	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1名古屋法務合同庁舎
津	059-227-6675	514-0032	三重県津市中央3-12津法務総合庁舎
大津	077-524-4420	520-0044	滋賀県大津市京町3-1-1大津びわ湖合同庁舎
京都	075-417-4803	602-0032	京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255
大阪	06-6949-6522	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76大阪合同庁舎第4号館
神戸	078-351-4020	650-0016	兵庫県神戸市中央区橘通1-4-1神戸法務総合庁舎
奈良	0742-23-1233	630-8213	奈良県奈良市登大路町1-1奈良地方法務合同庁舎
和歌山	073-436-2520	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁3和歌山地方合同庁舎
鳥取	0857-22-3519	680-0842	鳥取県鳥取市吉方109鳥取第三地方合同庁舎
松江	0852-21-2250	690-0841	島根県松江市向島町134-10松江地方合同庁舎
岡山	086-224-3008	700-0807	岡山県岡山市北区南方1-8-1岡山法務総合庁舎
広島	082-221-4489	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀2-31広島法務総合庁舎
山口	083-922-1329	753-0088	山口県山口市河原町6-16山口地方合同庁舎2号館
徳島	088-622-4368	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内6-6徳島地方合同庁舎
高松	087-822-5447	760-0033	香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
松山	089-941-9985	790-0001	愛媛県松山市一番町4-4-1松山法務総合庁舎
高知	088-873-1090	780-0850	高知県高知市丸ノ内1-4-1高知法務総合庁舎
福岡	092-737-6963	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松4-2-3福岡第2法務総合庁舎
佐賀	0952-27-4155	840-0041	佐賀県佐賀市城内2-10-20佐賀合同庁舎
長崎	095-822-5184	850-0033	長崎県長崎市万才町8-16長崎法務合同庁舎
熊本	096-366-8770	862-0971	熊本県熊本市中央区大江3-1-53熊本第二合同庁舎
大分	097-536-6308	870-8523	大分県大分市荷揚町7-5大分法務総合庁舎
宮崎	0985-24-4380	880-0802	宮崎県宮崎市別府町1-1宮崎法務総合庁舎
鹿児島	099-227-4080	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町13-12鹿児島合同庁舎
那覇	098-853-2961	900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15那覇第一地方合同庁舎